

医療

高額医療費の窓口負担が軽減されます
4月から高額な外来診療に限度額認定証などが利用できます

平成24年4月1日から、同じ医療機関に通院し、その医療機関への1ヶ月の支払いが自己負担限度額を超える場合、「限度額適用認定証」や「被保険者証」を提示すれば、窓口での負担が左記の自己負担限度額までとなります。

*1ヶ月に複数の医療機関にかかつた場合は、それぞの医療機関で自己負担限度額までの支払いとなります。

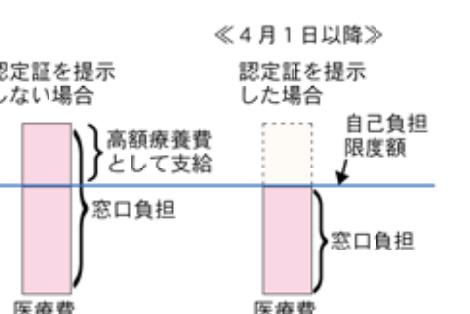
年齢	所得区分	1ヶ月の自己負担限度額(外来)
70歳未満	上位所得世帯の人*1	150,000円+(医療費総額-500,000円) ×1% <83,400円>*2
	一般所得世帯の人	80,100円+(医療費総額-267,000円) ×1% <44,400円>*3
	住民税非課税世帯の人	35,400円 <24,600円>*4
70歳以上	現役並み所得世帯の人*5	44,400円
	一般所得世帯の人	12,000円
	住民税非課税世帯の人	8,000円

*1 基礎控除後の総所得金額等が600万円を超える世帯の人

*2~4 <>内の金額は過去12カ月以内に4回以上、高額療養費の対象となる場合の4回目以降の自己負担限度額

*5 課税所得145万円以上の70歳以上の人人が、1人でもいる世帯の人

病院などで高額な医療費を支払った場合、申請すれば自己負担限度額を超えた分の差額が支給されます。(高額療養費制度)
しかし、最近はがんや難病などの治療薬が高額になる傾向があり、また支払いから還付までに4、5カ月かかるため、外来患者の立て替え負担が大きくなっています。
そこで、4月から立て替えの負担と払い戻しの手間をなくすことにしました。外来患者は前もって自分の加入する健康保険の窓口に申請して「限度額適用認定証」などを受け取り、病院や薬局で提示すれば最初から自己負担限度額を支払うだけで済むようになります。



*「限度額適用認定証」を提示しない場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をしてください。

市民健康保険・後期高齢者保険加入者の「限度額適用認定証」などの交付申請は、市国民健康保険課または相良窓口課で受け付けます。(年齢や世帯の所得などにより手続きが異なります)それ以外の人は、加入している健康保険の種類により手続きをする窓口が異なりますので、各保険の担当者へお尋ねください。
現在「限度額適用認定証」を持つている人は、4月1日以降も引き続き使用できます。

(例) 一般所得世帯(70歳未満)の人の場合	
■ 1ヶ月の外来診療費 = 100万円	
■ 窓口負担(3割負担) = 30万円	
自己負担限度額 87,430円	
[認定証の提示あり]	
・ 窓口負担 87,430円	
[認定証の提示なし]	
・ 窓口負担 300,000円	
(後日、高額療養費として 212,570円が支給されます)	

相談

困ったときはお気軽に相談してください

相談員が解決の方法と一緒に考えます
困ったときには独りで悩まずに、まずは市民相談センターに相談してください。秘密は守られます。

最近よくある相談とアドバイス
【相談1】 原野商法の二次被害
【相談2】 無料とったうオンラインゲーム

困ったときにはお気軽に相談してください
困ったときには独りで悩まずに、まずは市民相談センターに相談してください。秘密は守られます。

【相談1】 原野商法の二次被害
【相談2】 無料とったうオンラインゲーム

困ったときにはお気軽に相談してください

困ったときにはお気軽に相談してください